

ベネルクス関税同盟の設立

The Formation of the Benelux Customs Union

小島 健

(要 旨)

本稿は、戦後ヨーロッパ統合の先駆となったベネルクス関税同盟について、主にベルギーの側から研究したものである。第二次大戦期にロンドンにあった亡命政府によって締結されたベネルクス関税協定は、戦後構想と密接な関係を持っていた。英米とくにアメリカを中心とした戦後世界においてヨーロッパ小国が経済的に自立し政治的発言権を確保する意図がベネルクス同盟にはあった。

だが、大戦が終結し亡命政府が帰国しても関税協定の発効は遅れた。その要因はオランダの経済困難、ベルギーのオランダ農業に対する恐怖感、税制の不一致など国益に関わる重大な問題があったからである。

ベネルクス諸国はこれらの問題を解決するか、先送りすることによって1948年から関税同盟を発足させた。ベネルクス同盟は、EECのモデルとなり欧洲統合の実験室となった。また、小国が大国に対して結束することで人口や経済規模に比較して大きな発言力を確保できた点は今日のEUにあっても注目される。

【キーワード】

ベネルクス；経済統合；関税同盟；ヨーロッパ経済

ベネルクス関税同盟の設立

The Formation of the Benelux Customs Union

小島 健

目 次

はじめに

第1章 第二次世界大戦中のベルギー

第1節 大戦前の低地諸国

第2節 ロンドン亡命政府の樹立

第3節 占領下ベルギーにおける研究活動

第2章 関税協定の締結

第1節 ベネルクス通貨協定

第2節 関税同盟の検討

第3節 共通関税の設定

第4節 アメリカ政府への働きかけ

第3章 ベネルクス関税同盟の発足

第1節 戦後復興の相違

第2節 関税協定発効への道

第3節 関税同盟の設立

結 び

資料 ベネルクス関税協定

は ジ め に

本年5月1日、EU（欧州連合）には旧社会主義圏の中東欧諸国を中心とする10カ国が加盟し、EU加盟国は25カ国を数えることになった。25カ国に拡大

したEUはまさにヨーロッパ全領域にはほぼ相当するといえる。他方、ヨーロッパ以外の地域においても、近年、FTA（自由貿易協定）の締結という形で地域経済統合の動きが注目を集めている。

しかし、地域経済統合の先駆でありEUの出発点であったECSC（欧洲石炭鉄鋼共同体：1952年発足）に参加したのはフランス、旧西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの6カ国のみであった。1958年に発足したEEC（欧洲経済共同体）とユーラトム（欧洲原子力共同体）の加盟国も同じ6カ国であり、これら三共同体から構成されるEC（欧洲共同体）が新たに3カ国を加えて初めて拡大したのは1973年のことであった。今日注目されている地域経済統合の動きは1960年代までは大陸ヨーロッパの一部に限られた現象だったのである。

ところで、EU原加盟国のうちベルギー、オランダ、ルクセンブルクの低地諸国は、ECSC発足以来つねに欧洲統合の中心にあったばかりでなく、1948年から関税同盟を発足させ、欧洲経済統合の先鞭をつけた。ベネルクス同盟の起源は第二次大戦前にまで遡ることができ、低地地方の3つの「小国」は第二次大戦中に通貨協定と関税協定を締結し、戦後すぐに経済同盟へと発展することに合意していた。

ベネルクス3国は1958年2月に経済同盟条約に署名し、1960年にはベネルクス経済同盟が正式に発足し、EECに先んじて商品、労働力、資本が自由に移動する経済同盟に発展した。ベネルクス諸国は今日までEUにおいてその経済規模や人口規模に比して大きな発言力を保持している。

EECを創設した6カ国のうち半分がベネルクス諸国であり、今日EU加盟の20カ国以上が中小国であることを考慮すると、欧洲統合における中小国の対応や役割について検討されなければ欧洲統合の全体像を把握することはできないと言える。しかし、従来の統合史研究は、英独仏といった欧洲の大國に関するものがほとんどであった。また、EU/ECの先駆者であるベネルクス同盟に関する経済史的研究もほとんどなされてこなかった¹。

本稿の目的は、欧洲統合の「推進国」でありまた「実験室」でもあるベネルクス同盟が、戦間期の困難な時期を経て第二次大戦中に合意され、戦後に關税

同盟が成立するに至った経緯を明らかにすることにある。ベネルクス同盟の形成史は、戦後に欧州統合が始まり、拡大・深化した背景を考察するうえで必要なばかりでなく、その後EUに参加した他のヨーロッパ小国の対応について検討する際にも有益であろうし、現在グローバル化が言われる中でなぜFTAなどの地域経済統合が追及されているのかを歴史的に考察する上でも示唆を与えるだろう。

第1章 第二次世界大戦中のベルギー

第1節 大戦前の低地諸国

ベネルクスを構成する低地諸国は、1815年ナポレオン戦争後のロンドン会議においてネーデルラント王国として単一の権力の下に統一された。しかし、オランダによる支配に抵抗するベルギーの自由主義的ブルジョアジーとカトリック教会は1830年に独立を宣言し、両国は別々の道を歩むことになった。

ただし、19世紀後半になるとベルギーとオランダの経済協力を求める意見が双方で大きな力を持つようになり、1906年には両国間で鉄道、郵便、電報の料金や著作権、特許権、港湾の管理などについて協議がなされた²。

ベルギーは1830年の独立に際して永世中立を義務付けられていたが、1914年8月ドイツ軍はベルギーに侵攻し占領した。一方、オランダは中立を維持することができた。第一次大戦後、戦勝国となったベルギーは、パリ講和会議（1919年2月）において、国防の観点からオランダに対してゼーラントとリンブルフの割譲を要求した。

国際河川であるスヘルデ河の河口を含むゼーラントは、アントウェルペン港の利益にとって重要な意味を持った。また、オランダからベルギーおよびドイ

¹ ただし、一次資料を調査する前に執筆されたベネルクス経済史に関する論文として、小島健「ヨーロッパ統合の中核—ベネルクス経済同盟—」、渡辺尚編著『ヨーロッパの発見』有斐閣、2000年がある。

² 第一次大戦前のベルギーとオランダの経済協力構想については、Van Roon, G., Raprochement en vagues successives: La préhistoire du Benelux, Postma, A. et al. (eds.), *Regards sur le Benelux*, Bruxelles, 1994, 参照。

ツとの国境に突き出したリンブルフ（中心都市はマーストリヒト）は対ドイツ防衛上重要な地域であり、これらの地域の確保は独立以来ベルギーの悲願であった。

しかし、ベルギーはパリ講和会議において敗戦国ドイツからオイペン・マルメディーの領土割譲を得たにとどまった。さらに、こうしたベルギーの領土要求によって、オランダのベルギーに対する不信感は増大し、1920年代の両国関係は冷却化した。

他方、ベルギーとルクセンブルクは戦後緊密な経済協力関係を構築する。戦前ドイツ関税同盟の一員だったルクセンブルクは、戦後フランスとの関係強化を望んだがフランスはこれを拒否し、1922年ベルギーとの経済同盟が発足した。このベルギー・ルクセンブルク経済同盟（UEBL）において、両国間には関税同盟が作られるとともに共通の通貨制度が形成され事実上ベルギー・フラン圏になった³。ルクセンブルクは政治的には独立国家であるが、ベルギー・ルクセンブルク経済同盟はベルギーが主導権を持つ単一の経済圏となった。

第一次大戦後の1920年代はUEBLとオランダの間に緊密な関係はなく、両地域は別々に発展した。1930年代の大不況期にはいると大国のブロック経済化に対応するため小国協調の動きが広がった。1930年にオスロ協定が低地諸国とスカンジナビア諸国との間で締結され関税休戦の合意がなされ、小国間の地域同盟が目指された。この後、これらの国はオスロ・グループとして第二次大戦が勃発するまで戦間期の国際政治経済において独自の動きをすることになる。

さらに1932年にはウーシー協定がベルギー、ルクセンブルク、オランダとの間で締結された。ウーシー協定は、低地諸国3国間相互の関税を毎年10%ずつ引き下げ50%までの関税引き下げを目指とした。ウーシー協定は内容的に戦前のベネルクス関税同盟の原型と言える。ところが、ウーシー協定はイギリスやアメリカなど大国が最惠国待遇を要求したことによって、挫折を余儀なくされてしまった⁴。小国同士の関税同盟には英米両大国の承認が必要であることが、後にベネルクス同盟を形成する上で重要な教訓となった。

³ UEBLについて詳しくは、小島健「ベルギー・ルクセンブルク経済同盟の設立と展開」『経済学季報』第49巻第2号、1999年、参照。

第2節 ロンドン亡命政府の樹立

第二次大戦勃発時、低地諸国はともに中立政策をとっていた。しかし、1940年5月10日の未明、ドイツ軍はベルギー、オランダ、ルクセンブルクに警告なしに侵攻した。ベルギーでは、国王レオポルド3世がドイツに降伏し国内にとどまつたが、政府は降伏を拒否しロンドンに亡命政府を樹立した。オランダでは、女王と政府がともにロンドンに逃れ亡命政府を作つた。また、ルクセンブルクは女大公と政府がカナダのモントリオールに亡命政府を作り抗戦したが、外相のベッシュ (J. Bech) はロンドンにあつた⁴。

ドイツの占領を受けたベルギーから逃れたピエルロ (H. Pierlot) 政府は、1940年8月に8閣僚が辞任した後、同年10月ロンドンにおいて亡命政府を樹立した⁵。ただし、亡命政府の内閣は首相（農相を兼任）のほかにスパーク (P.-H. Spaak) 外相、ギュット (C. Gutt) 経済相兼財務相、ド・ヴレースカウヴァー (A. de Vleeschauwer) 植民相のわずか4名で構成された。

亡命政府の課題は、ドイツに対して抗戦することと戦後再建を準備することであった。政府は、戦後世界において、ベルギーのような小国が存続できるかを特に危惧していた。こうした不安は、低地諸国ばかりでなく同じように亡命政府を作っていたチェコスロバキアやポーランドなど中東欧諸国にとっても共通であった。ベルギーはこれら小国とロンドンにおいて連絡を取り協調しつつ、戦後構想を作っていく。

オランダとの関税同盟の提案は、1941年ギュット財務相によってなされた。アメリカを訪れたギュットは、旧知のオランダ人実業家で後にオランダ亡命政府財務相となるファン・デン・ブルック (J. Van den Broek) から両国の関

⁴ "Union in the Low Countries", *The Economist*, August 10, 1946, p. 205; Van Roon, op. cit., pp. 27-29.

⁵ Grosbois, Th., "Les projets des petites nations de Benelux pour l'après-guerre 1941-1945, Dumoulin, M. (ed.), *Plans des temps de guerre pour l'europe d'après-guerre 1941-1947*, Bruxelles, 1995, pp. 98-99.

⁶ Grosbois, Th., "Les négociations de Londres pour une union douanière Benelux (1941-1944)", Postma et al (eds.), op. cit., p. 39.

税同盟を提案されこれに賛成した⁷。そして、1941年6月ギュットはこの計画をスパークに手紙で知らせ、7月には閣議で提案した。しかし、他の3閣僚の賛同をすぐに得ることはできなかった。

誰よりも外相スパークがこの提案に反対であった。従来、スパークの回顧録によってスパークが当初からベネルクス同盟案を支持してきたように考えられてきたが、こうした理解は誤りといえる。スパークは、当時、イギリスが加わる集団安全保障体制を最優先すべきであると考えており、経済同盟を作る上でもイギリスの参加は不可欠と考えていた⁸。

スパークは側近のヴァン・ランゲンノーヴ (F. Van Langenhove) にギュットの提案を研究させていた。結果は、オランダ農業に対して劣位にある農業者の反対、税制統一の困難性、通貨同盟など利害調整の難しさがあり、関税同盟の実現には懐疑的にならざるを得ないというものだった。この研究は関税同盟のもたらす利益については触れず、ギュットの見解とはすれ違っていた。

ギュットはオランダとの関税同盟の利点を挙げ、スパークに対する説得を粘り強く続けていく。ギュットが指摘した主要な点は、両国の関税同盟による大市場の創出がもたらす効果、第三国との通商交渉で有利な立場を確保できること、より大きな経済圏創出への第一歩となることなどである。オランダとの関税同盟がもたらす利益を理解したスパークとヴァン・ランゲンノーヴは、ついにギュットの提案を受け入れた。

こうしてベネルクス同盟計画はギュット主導で、後述する占領下における国内の研究グループの成果を受けながら、スパークも協力して進行した⁹。

なお、戦後の再建問題を検討するため1941年に戦後問題研究委員会 (CEPAG) が元首相のヴァン・ゼーラント (P. Van Zeeland) を議長に発足し、事務局長にはスパーク側近のレンス (J. Rens) が就任した。同委員会は

⁷ Gutt, C., *La Belgique au carrefour 1940-1944*, 1971, Paris, pp. 153-155.

⁸ Spaak, P.-H., *Combats inachevés*, Tome I, 1969, Paris, pp. 150-151; Grosbois, op. cit., 1994, pp. 42-45.

⁹ 亡命政府の戦後構想については、Gotovitch, J., "Plans by Exiles from Belgium, the Netherlands and Denmark", Lipgens, W. (ed.), *Documents on the History of European Integration*, Vol. 2, Berlin, 1986 を参照。

亡命政府による正規の委員会であるが、ロンドンに亡命した有力政治家達の政府に対する不満を解消する目的も持っていた。

同研究委員会はベルギーが西欧全体におよぶ地域統合に参加すべきとの見解であり、オランダの研究組織ばかりでなく、アメリカ、イギリス側とも協議や情報交換を活発に行った。しかし、オランダとの関係には特別な関心を示さず、1943年の第5次報告でもベネルクス同盟交渉が進んでいることを指摘したにとどまり、具体的な提案を行うことはなく、ベネルクス交渉で大きな役割を演じなかった。

第3節 占領下ベルギーにおける研究活動

ベルギー国内では、占領直後から戦後再建を視野に入れたレジスタンスによるいくつもの非合法研究グループが活動していた。その多くは地下組織であるため正確な数や活動を確認することは困難であるが、確認できる主要な組織は亡命政府の意を受けたグループ、社会主義者、キリスト者、自由主義者などによるものがある¹⁰。

このうち、常設事務局と連絡網をもち議事録を作成していたもっとも重要な研究組織が経済省前事務局長スノア・エ・ドッピュース (J.-C. Snoy et d'Oppuers) を中心とするグループであった¹¹。1940年8月経済省事務局長スノアは、占領軍による解任後、直ちに知人の外交官、高級官僚により「エグモン通りグループ」を設立し、経済関係の情報収集と研究を開始した。エグモン通りグループの中には、ウーシー協定を推進した経験を持つシュエテンス (M. Suetens) 外務省対外通商局長も入っていた。

同グループはロンドンの政府と連絡を取るとともに、国内の金融界から支援を受けた。A. Galopain (ベルギー・ソシエテ・ジェネラル), M.-L. Gérard (ブリュッセル銀行), F. Collin (クレジットバンク) のベルギー金融界を代表

¹⁰ レジスタンスによる研究活動については、Gotovitch, J., "Views of the Belgian Resistance on the Future of Europe", Lipgens, W. (ed.), *Documents on the History of European Integration*, Vol. 1, Berlin, 1985 を参照。

¹¹ Grosbois, op. cit., 1995, pp. 101-103.

する3人は、1940年5月スパークとギュットからベルギーを託すとの指令を受けていた。3人はスノアの活動を支援するため財政的援助をし、銀行の調査室の利用などの便宜も与えた。1941年からエグモン通りグループの研究レポートがロンドンの亡命政府に送付された。

エグモン通りグループ以外にも占領下のベルギー国内では官僚、経営者、知識人によるいくつかの研究グループが活動していた。1941年11月スノアは、これらの研究グループの活動を調整し統括する組織として「経済研究グループ」を結成した。これには、エグモン通りグループのほかにベルギー公共財政機関、アントウェルペン商業会議所、ルーヴァン大学経済社会研究所(IRES)、ベルギー研究・資料センター(CBED)、銀行研究所などが参加した。

経済研究グループの重要なメンバーとしては、スノア、シュエテヌスのほかに銀行家アンジョー(H. Ansiax)、ルーヴァン大学教授ボードゥアン(F. Boudhuin)、政府高官F. Muuls, de Wardin, Le Bonがいる。1941年12月経済研究グループの議長にヴェルジュ(H. Velge)が就任し、翌年1月から同研究グループは正式に活動を開始した。

国内での個人や研究グループのレポートは、マイクロフィルムにしてレジスタンス組織のTégal, Tounay, Zéroなどを通じてロンドンの国家保安局調査課に送られた。同課は担当の部局に資料を送付した。亡命政府と戦後問題研究委員会はこれらの資料を重要視して利用することになる。また、ロンドンからの質問や資料も同じ組織を通じて国内に持ち込まれた。

経済研究グループは、ほぼ同規模の人口、経済力を持つオランダとの経済協力に賛成した。それは、戦後すぐに出版された経済研究グループの総括報告書¹²からも明らかである。総括報告書の第7章は「ネーデルラントとの関税・経済同盟」と題され、オランダと速やかに関税協定を実施することに賛成している。ただし、報告書はそのための条件として、関税、消費税、取引高税、財政制度および賃金の調和を求めていた。なお、経済研究グループはフランスとの関税同盟には反対した。その理由として、ベルギーはフランスに比べ劣って

¹² Groupement d'études économiques, *La restauration économique de la Belgique : Transition vers une économie de paix*, Baude: Bruxelles, octobre 1944.

おりパートナーとして対等でないことが指摘されている。

また、ベルギー国内の研究では、広域的なヨーロッパ統合に対しては積極的でなかった点も注目される。レジスタンスの多くは、ヨーロッパ統合という言葉を親ナチとして忌避した。すなわち、占領下では多くのパンフレット、書籍、ラジオなどを通じてナチスによる欧州統合のプロパガンダがなされていた。これは、1939年に出されたカール・シュミットの広域経済圏 (Grossraumwirtschaft) 構想に基づくもので、占領地域の協力を得るためナチス版の欧州同盟構想として宣伝された。

例えば、1987年にスノアが行った証言において「占領下のヨーロッパでナチスによるヨーロッパ支持の大プロパガンダがあったことを無視すべきではない」¹³と述べていることからも、ヨーロッパ統合の文句を素直に受け入れられないこうしたレジスタンスの感情を見て取ることができる。

第2章 関税協定の締結

第1節 ベネルクス通貨協定

1942年6月17日ギュットはヴァン・ランゲンノーヴ、アンジョー、ルンスを伴ってケインズと会食した。そこで、ギュットとケインズはドイツのシャハトによる通貨改革を高く評価することで意見が一致した。ギュットによるケインズ理論の理解は戦後ベルギーの通貨改革に大きな影響を与える。

また、彼らはケインズから後のブレトン・ウッズ会議を準備する英米の戦後経済・金融構想について漏らされた。ベルギー亡命政府の高官たちは戦後構想が大国の手によって進められ、小国が蚊帳の外に置かれていることを知り衝撃を受けた¹⁴。

ベルギーは英米の計画が具体化する前にベルギーとオランダとの通貨協定を締結する必要があること、また、ベルギー・オランダ通貨同盟が後のケインズ

¹³ Dumoulin, M. (ed.), *La Belgique et les débuts de la construction européenne*, Bruxelles, 1987, pp. 159-160 に収録。

¹⁴ Grosbois, op. cit., 1994, p. 42.

案、ホワイト案と両立し、戦後通貨秩序のなかに位置づけられる必要があることを悟った。こうして、1942年からベルギーとオランダの間で関税協定よりも先に通貨協定についての協議が開始された。

この結果、まず1943年10月21日にベルギー・ルクセンブルク経済同盟とオランダとの通貨協定が調印された。協定の主な内容は、(1) 為替レートの固定、(2) レート改正の場合には事前協議を行うこと、(3) 国際収支が不均衡に陥った場合には相互に信用を供与すること（借款）であった。この通貨同盟にはベルギー領コンゴとオランダ植民地が含まれる。

こうして 1 ギルダー = 16.52 ベルギー・フランのレートが固定され、両国は相互の承認なくしては公定相場の変更を行うことはできなくなった。なお、ベルギーと通貨同盟を結んでいるルクセンブルク・フランはベルギー・フランと等価である。

協定の調印前に両国は英米の事前承認を取り付けようとした。これは、ウーシー協定が大国の反対によって失敗した経験に加えて、戦後秩序が英米を中心に構築されつつあることを意識していたからに他ならない。両国は通貨協定が戦後に構築される自由貿易体制と安定的通貨システムに合致する点を強調し、英米両国の責任ある立場の高官から理解を得ていた¹⁵。

第2節 関税同盟の検討

ベルギー亡命政府における関税同盟計画は通貨協定締結後本格的に始められた。本国やロンドンで作成された報告書は、関税同盟の影響について工業については利益が大きいと評価したが、農業についてはベルギー農業がオランダとの競争に耐えうるか不安視するものが多くた。特に、石炭業と鉄鋼業については、オランダ国内に原料・資源がなく戦前からベルギーとの格差が歴然としており、戦後においてもベルギーの圧倒的優位が予想されていた。

機械工業についても楽観的な見通しが強かった。外務省公文書館には「ベルギーとオランダの関税同盟がベルギー機械工業に与える影響」と題するブリュ

¹⁵ Grosbois, op. cit., 1994, p. 48.

ッセル発1944年1月28日付の専門職業グループ事務局長からの報告書が保存されている¹⁶。同報告はベルギー機械業を3つに分類するとともに、ベルギーの輸出については1943年初めに行なったアンケート調査をもとにし、関税同盟の影響を詳細に分析している。

まず、原動機、ポンプ、送風機の第1分類では、オランダにはStork社、Serkspoor社といった有力メーカーがあり、関税同盟内においてベルギー企業との激しい競争が予想される。とくに、船舶用小型ディーゼルモーター、遠心性コンプレッサー、ポンプの部門でベルギー企業は消滅する。ベルギーが圧倒的優位となるのが固定・半固定のディーゼルモーター、高圧冷蔵施設用ピストン・コンプレッサー、換気装置である。また、ベルギーとオランダとの激しい競争が予想される部門が、船舶用大型ディーゼルモーター、鉄道用ディーゼルモーター、タービン、蒸気機関である。

第2の分類は工作機械とその関連工業である。第2分類は第1分類と大きく異なり、オランダにはライバルとなるような企業は存在しない。このため、関税同盟による市場の拡大はかなり期待できる。推計では第2分類の合計でオランダは2億ベルギー・フランから2億5000万ベルギー・フランの輸入をする。

第3分類はその他の機械工業である。鉄製高圧コック製造工業と印刷用銅製シリンダー工業ではオランダが優位だが、この二つの例外を除けばオランダに競争力のある企業は存在しない。この分野ではオランダとベルギーは補完的関係にあり、オランダ市場の輸入は1億ベルギー・フランと見込まれる。

農業についてはベルギー農業がオランダ農業との競争に勝てないとして、危惧する意見が強かった。オランダは戦前から農産物輸出に補助金を出し、また賃金もUEBLに比べ低かったので安価に農産物を輸出していた。戦時中、ベルギー国内ではCBED農業委員会やボードワン教授によってオランダとの関税同盟がベルギー農業にもたらす影響について検討されていた¹⁷。ボードワ

¹⁶ Archives du Ministère des Affaires Etrangères de Belgique (以下、AMAEBと略記) Dossier No. 4990, "Note pour Monsieur Velter. Répercussions probables d'une union douanière entre la Belgique et les Pays-bas sur l'industrie des machines en Belgique", Bruxelles, le 28 janvier 1944.

ンはオランダが戦前の体制に戻らず、牧畜以外の部門ではベルギー農業は十分競争できると楽観的に見ていた¹⁸.

ボードワンの楽観論に対してスノアを議長とする農業委員会では、オランダが戦前と同様な農産物のダンピング輸出をする可能性が指摘され、競争条件においてもオランダは牧畜や小運河による輸送面で優位であると不安視する意見があった¹⁹.

また、1943年付けて外務省公文書館に保存されている「ベネルクス」と鉛筆書きされた報告書においても、オランダが保護政策を取らないベルギーに農産物輸出を行ってくるのでベルギー農業者は関税同盟に反対することになるだろうと、ベルギー農業への十分な保証がないまでの関税同盟に危惧の念が示されていた²⁰.

さらに、両国とも海外領土をもっており、海外領土の扱いも問題になった。両国の海外領土はともに本国からの輸入に優遇措置をとっていなかったが、本国の海外領土からの輸入の扱いには相違があった。オランダは海外領土からの輸入を第三国からと同様に取り扱っていたが、ベルギーは植民地コンゴからの輸入に対して免税特権を与えていた。ベルギー領コンゴはオランダ植民地よりも本国にとって貿易関係が密接である。戦前においてコンゴのベルギーからの輸入割合は48%，対ベルギー輸出の割合は83%であった。これに対して、オランダ領東インドの割合はそれぞれ10%，7%と低かった。

したがって、海外領土からの輸入に関して免税特権を廃止するか、反対にベルギー領、オランダ領からの輸入に免税特権を与えるかが問題となつた。協議の結果、オランダとベルギーの海外領からベネルクス諸国に輸入された場合は、関税上の優遇措置（免税を含む）が認められることになった。これは、植民地

¹⁷ Grosbois, op. cit., 1994, p. 56.

¹⁸ AMAEB, Dossier No. 4990, "Commission Agricole. Les projets d'union douanière entre la Belgique et la Hollande au point de vue Agricole", par le Professeur F. Baudhuin.

¹⁹ AMAEB, Dossier No. 4990, "Commission Agricole. Procès-verbal de la 35ème reunion. (13 avril 1944)".

²⁰ AMAEB, Dossier No. 5129, "Benelux", 1943.

利害の大きいベルギーの要求が認められたためである。なお、1957年締結のローマ条約においても同様にベルギーやフランスなど植民地宗主国の主張通り、海外領土との特恵貿易が継続された。

第3節 共通関税の設定

ベルギー・ルクセンブルク経済同盟（UEBL）とオランダとの間に関税同盟を設立する交渉は、1943年10月に通貨協定が締結されて後、本格化した。両国政府とも、国内において競争上不利になる産業を中心に反対が予想されることから、戦争が終わる前すなわち亡命政府が帰国する前に協定に調印することが必要であることを理解していた。

関税同盟を形成する場合、両国の関税方式が大きく異なる点が障壁となった。オランダの関税は主に従価税であり、関税表には課税される品目のみがアルファベット順に記載されていた。オランダの関税表には850品目が載せられその大半700品目は従価税、約100品目が従量税、残り約50品目が両税を合成したものであり、関税表に載っていない物品については自動的に無関税での通関となる。このようにオランダの関税表は厳密ではなく、きわめて単純なものだった。

一方、ベルギー・ルクセンブルク経済同盟では従量税が主であり、課税されると否とに関わらず、すべての品目が関税表に分類されて記載され、それぞれ最低税率、通常税率、最高税率を示す複雑なものであった。最高税率は自国産品に対して差別的待遇をする相手国の産品に適用される。この関税表は国際連盟が推奨した方式である。1924年に作られたUEBL関税表には3600品目が挙げられていた。その内訳は600品目が無関税であり、2600品目が従量税方式で課税される。また、400品目については従価税方式が取られた²¹。

1943年10月20日に外務省からスパークとヴァン・ランゲンノーヴの名前でピエルロ（首相・農相）とギュット（経済相・財務相）に同じ文面の書簡が送られた²²。書簡の内容は次のとおりである。関税協定締結において第一に重要なのは第三国からの輸入品に対する共通関税の設定である。ベルギー代表は国際

²¹ 「ベネルックス経済同盟」、大蔵省『調査月報』第37巻第14号、1948年10月、133-134頁。

²² AMAEB, Dossier No. 4990, "Monsieur le Ministre", le 20 octobre 1943.

連盟分類によるリストを提出し、オランダ代表はベルギーに従価税方式を受け入れるよう要求してきた。ベルギーとしては従量税に代わる従価税がどの程度になるか調べ、その後、共通関税について合意する意向である。

この書簡にギュットは10月29日付け返信で関税同盟計画について外務省と財務省の作業を調整することが必要であるとして、そのための定期会合の議長にヴァン・ランゲンノーヴ、財務省の代表としてアンジョー、経済省の代表として Van Campenhout を推薦した²³。

さらにギュットは11月16日付けのスパーク宛の手紙²⁴で、オランダと交渉する関税について私見を述べた。ギュットは、戦争直後に価格の大幅な変動が予想されることから従価税のほうが望ましいと従価税に賛成した。また、ギュットは援助物資への免税を支持した。最後に消費税 (droits d'accises) の統一について、オランダとの交渉を進める意向を示し、財務当局と直接税および間接税について条文を検討したいと述べている。

交渉の結果、ベネルクス共通関税は両国の方針の折衷になった。すなわち、ベネルクスの共通関税はオランダに倣い従価税方式で、商品分類については1937年に国際連盟が提唱した方式に従ったもので、関税品目数は991と多い。ただし、このうち350品目については戦後の混乱が平常に回復するまで一時的に停止される。また、これまでと同様に石炭、ゴム、繊維、石油などの原料は自由品目とされ課税対象からはずされていた。

同じ11月16日にギュットからスパークに経済省内で作成されたオランダ・ベルギー関税協定に関するノートが送付された。このノートにはすべての救援物資に対して関税を免除することがオランダとベルギーの間で合意されたことが記されていた²⁵。

さらに、43年11月22日に外務省からピエルロとギュットに送られた手紙ではベルギーの関税を国際連盟の分類にしたがって従量税から従価税にする第2次

²³ AMAEB, Dossier No. 4990, "Monsieur le Ministre", le 29 octobre 1943.

²⁴ AMAEB, Dossier No. 4990, "Monsieur le Ministre", le 16 novembre, 1943.

²⁵ AMAEB, Dossier No. 4990, "Note pour le département des affaires économiques", le 16 novembre, 1943.

リストを送ったと述べられている²⁶。第2次リストには分類番号193番～389番が載せられ、その後も12月7日付けの手紙で第3次リスト（390番～440番）というように、第4次、5次、6次と次々と関税表のリストが作成されていった²⁷。

関税表作成の作業はベルギー側 Baert とオランダ側 De vries によって進められた。Baert はヴァン・ランゲンノーヴに作業経過を随時報告していた。44年3月1日付のヴァン・ランゲンノーヴからギュットへの手紙には、関税表立案の作業についてベルギー・ルクセンブルク経済同盟とオランダで実施されている関税規定をもとに、国際連盟によって作成された統一分類に基づいて準備が進んでいることが報告された²⁸。

さらに3月2日のヴァン・ランゲンノーヴからギュットへの手紙では第7次の関税リスト（607番～670番）とともに1日付で Baert からきた手紙が添付されていた²⁹。この手紙には援助物資などを免税とすることが示されたと報告されていた。

ヴァン・ランゲンノーヴからギュットへは第8次のリスト（671番～755番）が3月14日付で、第9次リスト（757番～907番）が3月19日付けで送付された³⁰。さらに、44年4月22日付け手紙に11次と12次のリストが添付され、これによつて908番から991番までの関税表が完成したことになり、作業が完了した³¹。

ベルギー・ルクセンブルク経済同盟とオランダの税率の一本化による共通税

²⁶ AMAEB, Dossier No. 4990, "Accord Hollando-Belge", le 19 novembre 1943, この手紙は関税交渉をしていた Borremans に宛てられ、22日付でピエルロとギュットにも送付された。

²⁷ AMAEB, Dossier No. 4990, 第4次リストは44年1月13日付、第5次リストは1月18日付、第6次は44年2月8日付でヴァン・ランゲンノーヴからギュット宛に送付された。

²⁸ AMAEB, Dossier No. 4990, "Van Langenhove à Ministre des Finance", le 1er mars 1944.

²⁹ AMAEB, Dossier No. 4990, "Van Langenhove à Ministre des Finance", le 2 mars 1944.

³⁰ AMAEB, Dossier No. 4990, "Van Langenhove à Ministre des Finance", le 14 mars 1944 et le 19 mars 1944.

³¹ AMAEB, Dossier No. 4990, "Van Langenhove à Ministre des Finance", le 22 mars 1944.

率の決定は両者の交渉により決着を見た。個々の品目ごとに交渉が行われ、タバコの場合にはベルギーが高率関税を望み、オランダが低率を主張するなど正反対の場合もあった。しかし、概ね税率の一本化は予想していたよりも困難ではなかった。その理由としては、両地域とも元来税率が低かったこと、また、戦後において税率は国家にとり重要性が低かったことである。なぜなら、戦後の貿易は主に数量制限によって統制され、また、国内価格の上昇を引き起こす高率関税は価格統制の点からも問題があったためである。

関税表原案が完成したことを受け、ベルギー政府内の検討と調整が図られた。1944年5月12日ヴァン・ランゲンノーヴは財務省、経済省、農業省に手紙を送り、ベルギーとオランダで交渉してきた関税表の原案が完成したので検討を依頼する旨の要請をした³²。最初の検討会議は5月23日であることも通知された。

また、同じ5月12日スパークはルクセンブルク外相ベッシュに手紙を送り、オランダとの関税同盟計画がこれから政府の関連する部署によって検討され、この会議の議長には外務省の事務局長（ヴァン・ランゲンノーヴ）が就くこと、ついてはルクセンブルクからもこの会議に代表を派遣するよう要請がなされた³³。これに対して、ベッシュからは5月23日から始まる会議にルクセンブルク外務省官房長官 Alphose ALS が参加することが通知された³⁴。

第4節 アメリカ政府への働きかけ

在アメリカの特命大使テュニス (G. Theunis) からスパーク外相宛の1944年2月12日付手紙は、同日のニューヨークタイムズに載ったベネルクス同盟を歓迎する記事を添付し、アメリカの新聞や世論はオランダとの金融協定に好意的である旨を記している³⁵。これ以外にも1944年2月はワシントンポストやク

³² AMAEB, Dossier No. 4990, "Accord Hollando-Belge", le 12 mai 1944. この手紙には共通関税表原案のほかにオランダ代表による条約案などが添付されていた。

³³ AMAEB, Dossier No. 4990, "Spaak à Bech: Accord Hollando-Belge", le 12 mai 1944.

³⁴ AMAEB, Dossier No. 4990, "Bech à Spaak", le 22 mai 1944.

³⁵ AMAEB, Dossier No. 4990, "Theunis à Spaak", le 12 février 1944.

リスチャンサイエンスモニターなどアメリカの新聞によるベルギーとオランダの同盟に関する記事が大使館から外務省に送付されており、ベルギー外務省がアメリカ国内の反応に強い関心を持っていたことが分かる。

関税協定の交渉が進む1944年6月23日スパークは在アメリカ大使館に電報を送り、アメリカ政府への働きかけを要請した。これを受け6月30日に大使館参事官は国務省経済局長のホーキンス (H. Hawkins) と会談した³⁶。ホーキンスはアメリカ政府がベルギーとオランダの関税同盟計画を好意的に受け止めているが、これからどのような精神で関税同盟が結ばれアメリカとの貿易にどのような影響が出るか検討するだろうと述べた。また、アメリカは現在国際通商における障害を切り下げる目的で多国間協定案を検討中であることを伝えた。この会談でベルギー大使館参事官はベルギーとオランダの関税同盟について説明したメモランダムをホーキンスに渡した。ホーキンスは2週間以内にアメリカ政府の対応について詳しく説明することを約束した。

メモランダムには、次のことが記されていた。ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの3国は通貨協定調印後、より緊密な経済協力を目的として政府間で関税同盟を検討している。共通関税設定のため、商品分類についてはすでにベルギーが採用している国際連盟分類を採用すること、関税の方式はオランダに倣って従価税方式をとること、関税同盟は本国のみに適用され、植民地は除かれる。アメリカとベルギーとの既存の協定との関係では、1875年3月8日の通商・航海条約と1935年2月27日の貿易協定が関係する。

ベルギーにとって、アメリカ政府がこの関税協定にどのような態度を取るのか、また協定が成立した場合アメリカ政府はどのような条件を付けてくるのかが問題である。8月4日ベルギー大使館参事官はホーキンスと再度会談した³⁷。この会談には国務省貿易協定局長のFlowlerも同席した。ホーキンスは関税

³⁶ AMAEB, Dossier No. 4990, "Le Comte van der Straten Ponthoz, Ambassadeur de Belgique à Spaak", le 30 juin 1944.

³⁷ この会談の内容は、AMAEB, Dossier No. 4990, "Le Comte van der Straten Ponthoz, Ambassadeur de Belgique à Spaak", le 4 août 1944に添付された参事官がまとめたノートに記されている (Note. D. 8443-8, le 4 août 1944).

同盟に対するアメリカ政府の基本的な立場について、好意的ではあるが計画の全体が不明でもありア・プリオリに好意的ではないと繰り返し述べた。

また、ベルギーが従量税方式から従価税方式に転換しオランダと共に通関税を設定すると、アメリカ・ベルギー両国の通商協定に追加条項が必要になるが、アメリカにとっては従来よりも関税率が低いのであれば問題ないとした。しかし、もしアメリカ産業が従来よりも関税率が高いと判断したならばアメリカ政府は貿易協定法 (Trade Agreement Act) に従ってヒアリングを行うだろうと述べた。

ベルギー大使館参事官は、関税同盟は貿易が自由に行われる地域を形成することを目的とするものであると説明した。参事官はホーキンスとの会談を通じてアメリカ政府がオランダとの関税同盟に好意的であるとの印象を持ったようである。

1944年8月に関税協定交渉はほぼ終了した。8月26日にはスパークの代理としてヴァン・ランゲンノーヴが署名したルクセンブルク外相ベッシュ宛の関税協定への承諾を求める手紙が出された³⁸。ルクセンブルク政府は、ベネルクス関税協定に合意した。

1944年9月5日ベルギー・ルクセンブルク・オランダの関税協定がロンドンで締結された。調印は、ベルギー亡命政府が帰国する直前のことであった。解放後、帰国してからの関税協定調印は国内の反対に遭うことが予想されるので、帰国前に亡命先のロンドンで調印され既成事実化が図られたのである。

また、ベネルクス関税同盟は3国間のより完全な経済同盟への第一歩として位置づけられ、速やかに、商品、資本および労働力の移動に対する制限が撤廃された経済同盟を実現することが合意された。

1944年9月7月にはスパークから連合国各国外相に関税協定文を同封したこの関税同盟に賛意を求める書簡が送付された。これに対して特に反対はなかったようであり、ベネルクス関税同盟は第二次世界大戦後の世界においてヨーロッパ地域協力の先駆例として注目を集めていくことになる。

³⁸ AMAEB, Dossier No. 4990, "Van Langenhove à Bech. Accord Holland-Belge", le 26 août 1944.

第3章 ベネルクス関税同盟の発足

第1節 戦後復興の相違

関税協定は3国が同時に解放され同じ条件の下で戦後再建に取り組むことを前提にしていた。この前提の下に関税協定は3国の解放後直ちに発効し、両経済圏が同じ経済政策をとり、関税同盟を実現し経済同盟に発展することを想定していたのである。ところが、現実には3国のドイツ占領軍からの解放は大きく違った経緯を辿ることになる。解放の時期がベルギー、オランダ両国で大きく異なったことに加え、オランダの解放後の経済再建は予想以上に困難を極めたのである。

1944年6月の連合軍によるノルマンディ上陸作戦の成功後、ベルギーの解放は急速に進み9月にはほぼ全土が解放され、9月8日に亡命政府は帰国した。しかし、オランダでは南部の解放は早かったもののライン河を防衛線とするドイツ軍の激しい抵抗に遭い、北部主要都市では解放が遅れ1944-45年の冬は飢餓に苦しんだ。この間、さらに、撤退するドイツ軍が堤防を破壊したため、国土の多くに浸水が広がった。オランダが解放され政府が帰国したのは、ベルギーよりも8ヶ月遅いドイツ降伏の直前5月4日になってのことだった。

こうしたベルギー、オランダ両国の解放にいたる経緯の違いは関税同盟さらには経済同盟の実現を遅らせることとなった。ベルギーは、占領と戦争による物質的被害が少なかったので生産活動は順調に回復した。さらに、アントウェルペン港が破壊から免れたため、44年冬からは連合軍の補給基地として多額のドルおよびポンドを獲得した。また、植民地コンゴも銅やウランなどの地下資源の輸出によってベルギーの国際収支に貢献した。

経済の順調な回復によってベルギーは戦争直後を除いては、政府の干渉を最小限とする自由主義的な経済運営を行っていくことになる。こうした不干渉政策の結果、ベルギーでは賃金・物価が高騰したが、あくまでも通貨政策を通じてインフレーションを調整する政策が堅持された。

他方、オランダではドイツ軍の持ち去りや戦争による破壊によって、工場、

鉄道や生産設備、ロッテルダム港が大きな被害を受けた。このため戦後、生産活動の再開には多くの時間を要した。また、東インド植民地（インドネシア）の紛争と喪失も引揚者の増大に加えて大きな財政負担となり、オランダ経済を圧迫した。国際収支面でもインドネシアが産出する錫は世界商品として戦前のオランダに利益をもたらしただけに打撃は大きかった。

このためオランダの経済政策は統制的・計画的な性格を持つことになる。国際収支の危機に直面したオランダでは、政府主導で生産を回復し、輸出を伸ばすことが至上命題だった。統制は経済の各分野に及んだ。配給制、賃金・物価の統制、補助金、投資管理などがその代表的なものだった。著名な経済学者のティンベルヘンを中心として策定された経済計画のもとオランダは次第に近代的な工業国家へと変貌を遂げていくが、戦後しばらくの間は近隣諸国とりわけベルギーと比べて経済力は劣位にあった。

このように、オランダの復興の遅れに加え、両国がきわめて異なる経済政策を取っていたことも関税同盟の発足が遅れる原因となった。ベネルクス各国の対応の相違の根底には経済政策思想の違いが横たわっていた。すなわち、オランダは戦前からの農産物に対する補助金、戦後の統制経済に見られるようにきわめて干渉主義的な経済政策が取られた。これに対して、ベルギーでは独立以来自由主義的伝統が強く、戦後短期間の配給制・物価統制を除けば経済が軌道に乗ったこともあり干渉主義に懷疑的な自由主義的政策をとっていた。

第2節 関税協定発効への道

以上のような理由から、戦後しばらくの間は関税協定批准の目途が立たなかった。1946年4月に戦後初めての閣僚級会議が開かれ関税同盟実現のための協定の詰めの作業が必要であることが合意された。両国は1946年6月から47年5月まで有効の暫定通商協定を締結した。これにより、ベルギーはオランダに対して3億2000万ギルダーを輸出し、オランダはベルギーに対して1億5000万ギルダーを輸出することが決まった。オランダの貿易赤字に対してはベルギーがオランダに借款を供与するが、今後数年の間、オランダはベルギー、ルクセンブルクから鉄鋼、ガラスなどを輸入し、オランダ国内において鉄鋼、機械、金

属工業などを発展させないことを約束した。

1946年6月1日にはブリュッセルにベルギー・オランダ共同事務局が開設され事務局長にオランダ人が、副事務局長にはベルギー人が就任した³⁹。共同事務局は、運輸、郵便、通貨、工業、農業、物価、賃金など専門的問題を研究する数多くの委員会を設けた。

ベネルクス同盟に対するベルギー、オランダ両国民の意識について、1946年末から47年はじめにかけて行われたギャラップの世論調査を見てみよう。オランダではベネルクス同盟支持が80%，不支持3%，意見なし17%であった。これに対して、ベルギーでは支持が69.3%，不支持7.2%，意見なし23.5%であった⁴⁰。

ベネルクス同盟に対してはベルギー、オランダとも高い支持が認められるが、支持率はオランダのほうが高い。オランダの農民はドイツにおける食糧市場を喪失したのでその代替をベルギー市場に期待し、関税同盟を歓迎した。しかし、ベルギーではフランデレンの保守的な農民団体を中心に、オランダからの農産物輸入とりわけ、牛乳、バター、チーズの市場開放を不安視して、ベネルクス同盟に対する反対論が強かった⁴¹。

最大の問題は農業問題であった。ベネルクス同盟域内における農産物の貿易には関税はかかるない。しかし、関税以外の障壁が農産物の貿易を大きく制限した。ベルギー、オランダ両国の農産物価格は戦前も異なっていたが、戦争直後からベルギー農産物価格はオランダの農産物価格を上回って高騰し、さらにその差は拡大した。

オランダの農業保護政策は戦後も維持され、生産者にダンピング輸出を保証する補助金を支出するとともに、国内では賃金・物価の統制をおこなった。オランダでは生産者の組織に権限を与え生産者組織を通じて統制が行われていた。また、輸出価格との差額を埋めるためにも国内では農産物価格は高価であった。

³⁹ *The Economist*, August 10, 1946, p. 206. 事務局長にはDr. Jasperが就任した。

⁴⁰ *The Economist*, May 31, 1947, p. 852. 世論調査はオランダでは1946年10月、ベルギーでは1947年1月に行われた。

⁴¹ “Dutch-Belgian Economic Union-II”, *The Economist*, August 17, 1946, pp. 244-245.

ベルギー農業の生産性は、牧畜を除けば世界最高レベルのオランダ、デンマークに近かった。しかし、ベルギー政府は農家を自由競争の中に置き、統制を行うことはなかった。また、ベルギーの賃金はオランダに比べ相当高く、オランダのディリジスム的政策が続く限り農業における自由化は困難だった⁴²。

1947年5月9日にベネルクス諸国間で農産物貿易に関する原則が合意され、議定書が結ばれた⁴³。ベネルクス同盟加盟国は自国の農業生産者に最低価格を設定することで、公正な利益を保証することが認められた。また、加盟国は最低価格を維持するために、ベネルクス域内・域外諸国からの農産物輸入を制限する権限を与えられた。

これによって、オランダの農産物がベルギーに輸出されるときに価格を均等にするための税金が徴収されることになった。これは輸出国であるオランダにおいて課せられた。ただし、この価格を均等にするための徴税制度は1950年に変更され、税金は両国で均等に分けられた⁴⁴。

もう一つの大きな困難は税制の統一だった。3国において重要な収入源であったのはビール、酒類、タバコ、砂糖などにかかる消費税であった。しかし、税率には大きな差があるうえ、課税対象となる物品も塩に対してはオランダでは課税するがベルギーでは課税せず、他方ベルギー・ルクセンブルクではマッチやマーガリンに課税するなど異なっていた。

取引高税も問題になった。ベルギーでは商品流通に対して4.5%の課税が行われている（消費者への販売は無税）。オランダでは0.5%～2%あるいは4%と対象によって一律ではない。しかし、税制の統一には至ることはなかった。

農業と税制を除けば、すでに1947年3月14日にハーグで関税協定を補完する議定書が調印され、共通関税率が決定され、1947年9月1日からの協定の発効が合意された⁴⁵。しかし、各国議会の批准が遅れ、ようやく1948年1月1日に

⁴² Boudhuin, Fr., *Histoire économique de la Belgique 1945-1956*, Bruxelles, 1958, pp. 174-175.

⁴³ AMAEB, Dossier No. 4990, "Procès-verbal de la réunion des Ministres d'Agriculture belges, luxembourgeois et néerlandais du 9.5.1947".

⁴⁴ Meade, J. E., *Negotiations for Benelux*, Princeton, 1957, p. 52.

関税同盟は発足した。これにより、両地域相互間の関税は廃止され、共通对外関税の効力が発生した。

ところで、関税同盟を形成するにはそれまでに両国が他国と結んでいた通商協定との関係が問題であった。双務協定の関税条項には最惠国規定があったからである。最惠国条項によって、理論的には両国は関税免除の待遇をこれらの諸国に与えなければならない。こうした関税免除規定の拡大はベネルクス関税同盟の設立に大きな障害となる。1930年代のウーシー協定がイギリスなどの反対に遭い挫折したのも最惠国待遇を巡って理解を得られなかつたためである。

しかしながら、ベネルクス関税同盟が形成されるに当たって最惠国待遇を要求する動きはなかった。両国の主要な貿易相手国はベネルクス同盟設立に理解ある態度を示したからである。そして、1947年ジュネーヴでのGATT関税交渉においてベネルクス同盟のような関税同盟参加国との最惠国規定については例外とすることに国際的承認がなされた。なお、この関税交渉には、ベネルクス3国は共同代表を形成し臨んだ。

1947年10月30日にジュネーヴで締結された「関税と貿易に関する一般協定」(GATT) 第24条において関税同盟設立以前の税率よりも高くない場合には関税同盟が認められることが明記された⁴⁵。そして、第1条第2項bで一般的最惠国待遇の例外とされた附属書Cにおいてベネルクス諸国が明記された。すなわち、ベルギー・ルクセンブルク・オランダ関税同盟の地域表、ベルギー・ルクセンブルク経済同盟、ベルギー領コンゴ、ルアンダ・ウルンディ、オランダ、オランダ領インド、スリナム、キュラサオ（関税同盟を構成する本国地域への輸入のため）である。

ガット第24条がすでに発効していたため、ローマ条約締結においては他の貿

⁴⁵ Convention douanière de Londres du 5 septembre 1944, précisée par le Protocole de La Haye du 14 mars 1947.

⁴⁶ ベネルクス関税同盟の設立における最惠国規定の問題については、Frank, A., *The European Common Market: An Analysis of Commercial Policy*, New York, 1961 (鹿島守之助訳『欧洲共同市場—通商政策の分析—』鹿島研究所, 1962年, 117-199頁) 参照。なお、本協定は未発効であるが1948年1月1日に発効した「関税および貿易に関する一般協定の暫定的適用に関する議定書」によって適用された。

易相手国との間に最惠国規定を巡って問題は発生しなかった。この点でも、ベネルクス関税同盟は欧州統合の端緒を開いたといえる。

第3節 関税同盟の設立

関税同盟は1948年1月1日に発足したが、税關での検査は廃止されずに残った。第一の理由は、経済的に困難を抱えるオランダが輸入に許可制（ライセンス）や割り当て制という非関税障壁を保持したからである。第二に、取引高税や消費税などの税制面の不統一も解消されず、こうした理由から、税關では取引高税や消費税の徵収がなされた。

第三に、両国間の価格差が非常に大きいことから、輸入割当や為替制限による貿易統制が国境の税關において行われた。さもなければ、価格統制で廉価なオランダの商品は物価の高いベルギーに流入することになり、また、配給制によって抑制されたオランダ国内の需要はベルギー国内に向かうからである。

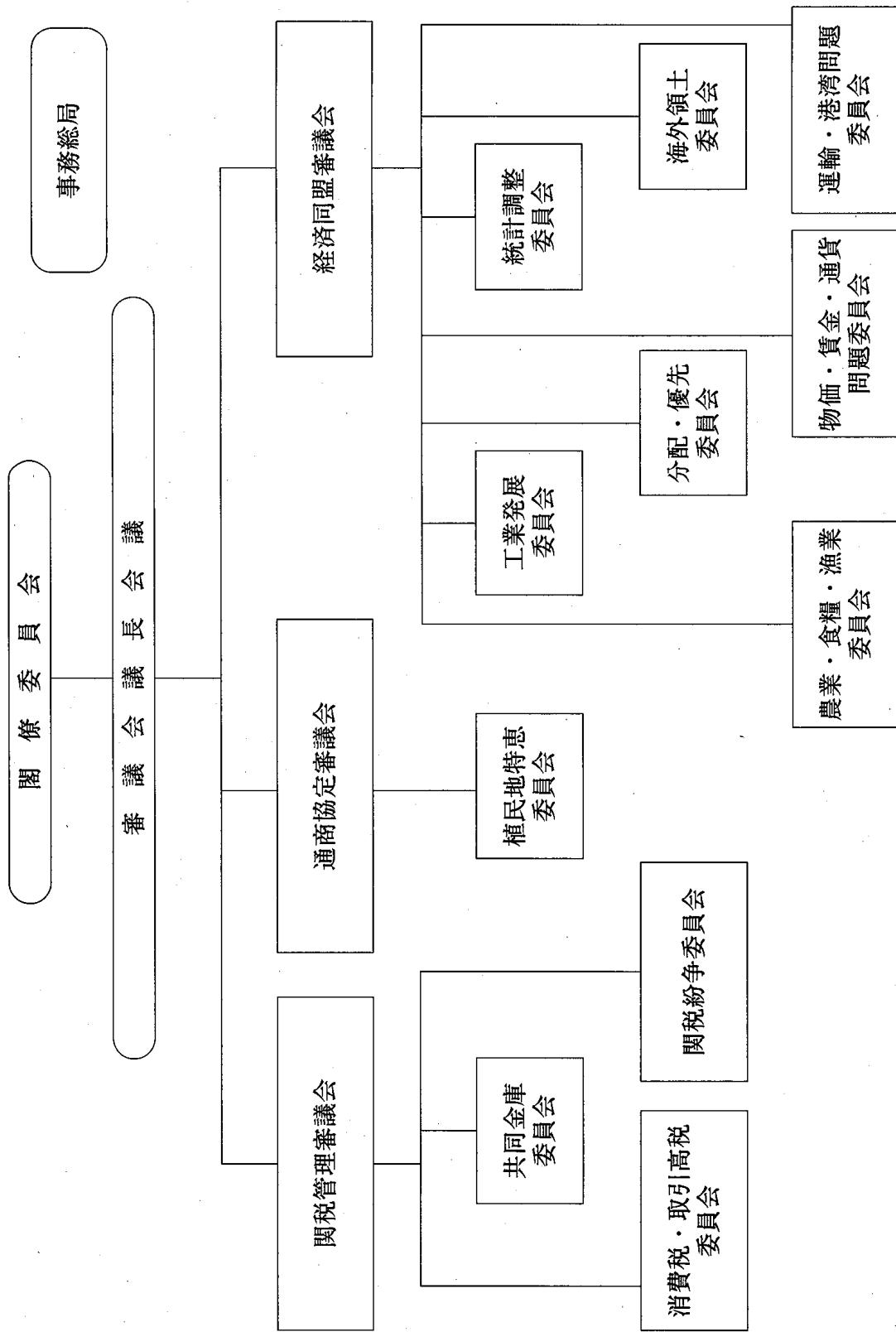
なお、1947年5月に税制の統一について議定書が締結された。議定書には、1948年9月1日までに消費税と取引高税の統一に関する法案が3国政府から議会に提出されるべきことが決められていた⁴⁷。しかし、これが実行されることにはなかった。

税制の不一致に加え、国際収支の不均衡、農業政策などでベルギーとオランダの対立も解消されておらず、関税同盟には程遠い状態であった。しかし、ベネルクス関税同盟は発足後漸進的にではあるが経済同盟に向かって域内の政策調整を進めていく。1950年代に入るとOEECによるヨーロッパ域内貿易自由化の促進やオランダ経済の回復もあり、ベネルクス諸国は経済同盟の実現に向けて大きく進展する。

ベネルクス同盟では1950年代半ばまでに資本、労働力、商品の自由移動が協定や議定書の積み上げによって達成されていった。そして、ついに1958年2月にベネルクス経済同盟条約が3国によって調印されたのである。

⁴⁷ AMAEB, Dossier No. 4990, "Protocole des conversations tenues à Bruxelles les 2 et 3 mai 1947 entre Ministres belges, luxembourgeois et néerlandais au sujet des rapports économiques entre les trois pays".

ベネルクス同盟の組織図（1947年）



(出典) Grosbois, Th., BENELUX "Laboratoire" de l'europe?, Bruxelles, 1991, p. 67.

最後に、こうしたベネルクス同盟の進展を支えた機構について見ておこう。ベネルクス同盟は各国政府から独立した権限を持つ行政機関を持たない。この点は、ベルギー・ルクセンブルク経済同盟と同じである。関税協定は、ベネルクス同盟の機関として3つの審議会の設立を規定した。すなわち、関税管理審議会 (Conseil administratif des douanes)、経済同盟審議会 (Conseil de l'union économique)、通商協定審議会 (Conseil des accords commerciaux) である。

関税管理審議会は第三国に対する共通関税を決定する。通商協定審議会は、決定された共通関税にもとづいて外国との貿易協定を検討する。経済同盟審議会は経済同盟に発展するための方法について検討する。

これら3機構のより具体的な役割については1947年3月14日のハーグ議定書で明確にされた。これらの審議会は作業の大半を小委員会に委託し、3審議会の議長からなる議長会議 (Réunion des Présidents) が審議会や小委員会の作業を調整する⁴⁸。ベネルクス同盟の機構については前頁の図の通りである。

審議会などの事務作業を行うのが事務総局である。事務総局規定⁴⁹により、事務総局はブリュッセルにおかれる。事務局長はオランダ人、副事務局長にベルギー人、事務局長補佐にルクセンブルク人が就任する。このように事務総局規定は3国間のバランスをとった。

運営上の特徴としては、関税同盟も後の経済同盟も加盟国の主権を尊重することを第一とし、ECSCやEECのような超国家的機関をもたず審議会に参加した官僚による協議により運営された。ベネルクス事務総局の任務は事務的な補佐に限定され、政策は、最終的には加盟国の代表からなる閣僚委員会で審議し、加盟国の議会において承認を受けてはじめて政策が実行される。

⁴⁸ "Premier rapport commun des gouvernements Belge, Neerlandais et Luxembourgeois au conseil interparlementaire consultatif de Benelux sur la realization et le fonctionnement d'une union économique entre les trois états", *Bulletin trimestriel BENELUX*, No. 2 août 1957, p. 47.

⁴⁹ "Statut du secretariat général des conseil de la convention douanière belgo-luxembourgeoise-néerlandaise", *Chronique de Politique étrangère*, juillet 1949, pp. 567-568.

結び

戦後構想としてベネルクス同盟が浮上した背景には、グロボア (Th. Grosbois) が指摘するように大国に対するフラストレーションがあった。1930年代の大不況期には関税の引き下げを目指したウーシー協定がイギリスなどの反対で挫折した。第二次大戦中には英米の間で後の IMF や GATT が協議され、小国はそれを受け入れるしかなかった。

戦後の統合への動きにおいて、戦時期の経験や研究が大きな影響を与えたことが明らかとなった。ベルギーの場合、亡命政府、戦後問題研究委員会、経済研究グループの主要メンバーが戦後の経済政策を担った。例えばスノアは、ベネルクス議長会議のベルギー側議長となり、1950年代にはスパークの側近としてローマ条約交渉を主導した。

ベネルクス同盟は、戦後この地域に高度に稠密な経済空間を人為的（政策的）に作り出し、近隣のフランスやドイツといった大国への経済的従属を回避し、自立した存在として発言力を確保する手段であった。ベネルクス域内においてはUEBLとオランダがほぼ同じ人口や経済力を持っていたので、一方が他方を飲み込む心配はなく、平等な関係を持つことができた。こうした点もベネルクス同盟が今日まで続いている理由である。

ベネルクス経済同盟条約は、3国の批准を経て1960年1月に発効した。戦後に本格的に開始された欧洲統合において、最初の組織はベネルクス関税同盟であるが、ベネルクス経済同盟にいたる戦後再建期のヨーロッパにおいてベネルクス3国は、EUの出発点である欧洲石炭鉄鋼共同体 (ECSC)、欧洲経済共同体 (EEC) の設立にも参加し、小国とはいえ欧洲統合史において大きな役割を担った。

EECが誕生したとき加盟国はわずか6カ国であり、ベネルクス3国の中の存在感はそれなりに大きかった。なお、ローマ条約 (EEC設立条約) 第233条は、ベルギーとルクセンブルクとの間の、およびベルギー、ルクセンブルクとオランダとの間の地域同盟が、その目的がローマ条約と矛盾しない限り、これらの

地域同盟の存在と完成を妨げないことを規定している。

しかし、1973年にイギリスなど3カ国が加わり、続いて1981年にギリシャ、86年にスペイン、ポルトガルが加盟しECは12カ国体制になった。さらに、冷戦の終焉によって1995年にはそれまで中立的立場を保っていたオーストリア、スウェーデン、フィンランドが加盟し、そして本年（2004年）5月には一度に10カ国が加わりEUは25カ国体制になった。

加盟国の増加によりベネルクス同盟の意義が低下してきたことは否めない。だが、冷戦崩壊後、中東欧諸国はベネルクス同盟の経験に関心を持った。その結果、1992年にヴィシェグラード・グループ（Groupe de Visegrad：ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア）⁵⁰およびバルト海3国とベネルクス経済同盟との協議が行われることになった。バルト海3国は、現在でもベネルクスの経験を重視してベネルクス経済同盟との協議を行っている⁵¹。

また、オーストリアのシュッセル首相は、2002年2月20日に当時EU加盟交渉中だったポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア中欧5カ国と連合を形成する構想を発表した⁵²。これは、ベネルクス経済同盟をモデルに、EUのなかで中欧6カ国が発言権を確保するという意図によるものである。ベネルクス同盟の経験は、欧洲統合と小国の立場や役割を考察する上で多くの示唆を与えていているのである。

【付記】 本稿は平成14-15年度科学研究費補助金基盤研究（C）（2）による研究成果の一部である。

⁵⁰ 社会主義体制崩壊後、当時のチェコ・スロバキア、ポーランド、ハンガリーの安全保障面での協力関係を構築するために結成。1992年に3国は中欧自由貿易協定を締結し、93年1月にチェコとスロバキアに分裂したため、4カ国体制となった。

⁵¹ *La Libre Belgique*, 28 et 29 août 1999, p. 14におけるリトニア外相 Indulis Berzins の発言。

⁵² 『日本経済新聞』2002年2月24日。なお、この地域はかつてのハプスブルク帝国領とほぼ重なっており、同構想はこうした歴史を踏まえたものもある。

資 料

ベネルクス関税協定

ベルギー国王陛下政府およびルクセンブルク女大公陛下政府とオランダ女王陛下政府は、オランダとベルギー・ルクセンブルク経済同盟の領土の解放時に恒久的関税同盟の後日における実現と経済活動の再建に最も好都合な条件を作ることを切望し、関税共同体制度の下にそれらを実現することを決定し、そのために以下の条文に合意した。

第1条 オランダおよびベルギー・ルクセンブルク経済同盟は、商品輸入に対して本協定の不可欠の一部をなす付属の関税表に従って同一の関税を適用する。

本関税表による関税以外に、アルコール、ワイン、ビール、砂糖そしてタバコに課せられる消費税 (droits d'accises) を輸入の際徴収することが出来、さらにオランダとベルギー・ルクセンブルク経済同盟で実施されている制度に従って前述の消費税以外の他のすべての税金を徴収できる。双方は関税額を改正する権利を保持する。

第2条 ベルギー・ルクセンブルク経済同盟からオランダへの商品輸入にはかかる関税の徴収もなくなり、オランダからベルギー・ルクセンブルク経済同盟への輸入の場合も同様である。オランダとベルギー・ルクセンブルク経済同盟は、輸入においてアルコール、ワイン、ビール、砂糖そしてタバコに課せられる消費税 (droits d'accises) を徴収することが出来、さらにオランダとベルギー・ルクセンブルク経済同盟で実施されている制度に従って前述の消費税以外の他のすべての税金を徴収できる。双方は関税額を改正する権利を保持する。

第3条 オランダからの3名の代表、ベルギー・ルクセンブルク経済同盟からの3名の代表によって構成される関税管理審議会が設置される。審議会議長はオランダとベルギー・ルクセンブルク経済同盟の各主席代表が交代で務める。

関税管理審議会は輸入税と消費税のオランダおよびベルギー・ルクセンブルク経済同盟における徴収を定める法律および規則の条項の統一を確かなものと

するに適切な手段を提案し、また、それを本協定付属の関税予備条項に適用するための適切な手段を提案する。

第4条 関税管理審議会はオランダ代表2名とベルギー・ルクセンブルク経済同盟代表2名からなる関税紛争委員会によって補佐される。

委員会は、本協定に由来する法律もしくは規定の条項の適用に関してオランダもしくはベルギー・ルクセンブルク経済同盟の管轄当局から最終的に出された決定が受けた要求に基づいて最終的に設立される。

委員会は担当大臣に決定を伝え、各大臣はその権限内で決定の実行を保証する。

第5条 対外通商統制管理審議会が設立され、これはオランダ3名、ベルギー・ルクセンブルク経済同盟3名の代表から構成される。対外通商統制管理審議会の議長はオランダとベルギー・ルクセンブルク経済同盟(UEBL)の各主席代表が交代で務める。

対外通商統制管理審議会の任務は以下の通りである。

- a. オランダとUEBLが統制を目的として計画した全手段について両国の当局に意見を出すこと。その手段とは付隨的関税や税の有無にかかわらず、輸入、輸出そしてトランジットを統制するもので、とくに経済秩序、ライセンス、輸入割当またはライセンス特別税の制限機関によるものや行政税によるものである。
- b. オランダとUEBLにおいて共通制度を可能な限り実現する目的で以上の手段を調整すること。
- c. オランダとUEBLで共通となる輸入、輸出、トランジットの割当の管理を確実にすること。
- d. 契約者が受け入れを申し込む生産への奨励金あるいは補助金に関わる全ての手段についてオランダとUEBLの当局に対して意見を出すこと。

第6条 オランダからの3名の代表とUEBLからの3名の代表によって構成される通商協定審議会が設置される。通商協定審議会の議長はオランダ主席代表とUEBL主席代表が交代で務める。

通商協定審議会は第三国との条約上の関係に関する条項の調整を可能な限り

確実にする。

第7条 本協定の第3条、第5条、第6条を対象とする共通手段はオランダとUEBLの担当大臣によって決定される。共通措置は担当大臣から政府当局か担当立法府の同意をもって提出される。

第8条 本協定は批准され、批准書の交換後8日後に発効する。

本協定は1年前の通告によつていつでも終了することができる。

本協定は締結国が調印することを決めている長期間の経済同盟が発足した時点でのいかなる場合にも効力を停止する。

第9条 批准書の交換を待つ間、本協定はオランダ、ベルギー両国政府がそれぞれの領土に戻った後に暫定的に効力を発する。両国政府は6ヶ月の予告期間でいつでもこれを終了できる。

以上の記載を保証して、必要な権限を持った全権代表は本協定に署名した。

ロンドンで1944年9月5日にオランダ語とフランス語で3通の正本が作成され、両本文とも等しく正本である。

(署名) P.-H. Spaak, Jos. Bech, E. N. Van Kleffens, Gutt, Pierre Dupong, J. Van den Broeck

(出典) "Convention douanière BELGE-LUXEMBOURGEOISE-NÉERLANDAISE", *Nouvelles Benelux*, juillet-août 1954.